

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年 2月23日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健 司

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島七丁目 5番25号
(平成30年 2月 1日から本店所在地 大阪市中央区瓦町二丁目 3番
15号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 06-6476-7051

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松本 一郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島七丁目 5番25号

【電話番号】 06-6476-7051

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画室長 松本 一郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
株式 494,868,000円
新株予約権証券 2,340,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額
271,440,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約
権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い
込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,172,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 上記の普通株式(以下、「本新株式」という。)平成30年2月23日開催の当社取締役会決議によるものです。
2. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	7,172,000	494,868,000	247,434,000
一般募集			
計(総発行株式)	7,172,000	494,868,000	247,434,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、247,434,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
69	34.50	100株	平成30年3月12日		平成30年3月12日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室	大阪市淀川区西中島七丁目5番25号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店	大阪市北区中之島二丁目3-18

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	39,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,340,000円
発行価格	新株予約権1個につき60円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.6円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月12日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室 大阪市淀川区西中島七丁目5番25号
払込期日	平成30年3月12日
割当日	平成30年3月12日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

- (注) 1. 第10回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」といい、以下、本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」という。)の発行については、平成30年2月23日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,900,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、69円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本項第(2)号からまでの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。 この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により (調整前行使価額 - 調整後行使価額)} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場(以下、「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	271,440,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

新株予約権の行使期間	平成30(2018)年3月12日から2020年3月11日(但し、2020年3月11日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 経営企画室 大阪市淀川区西中島七丁目5番25号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位は譲渡先に継承される。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使しなければなりません。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(89円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(103円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
766,308,000	12,000,000	754,308,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(494,868,000円)及び本新株予約権の払込金額の総額(2,340,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(269,100,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用7,000,000円、登記費用関連費用3,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)2,000,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

・国内不動産における投資及び投資マネジメント事業

当社は、国内不動産事業に関しまして、販売用不動産投資事業及びインパウンド関連不動産投資事業に加えて、開発型不動産投資事業及び収益不動産投資事業を新たに取組んで参りたいと考えております。

国内における開発型不動産投資事業及び収益不動産投資事業について、プライスウォーターハウスクーパース(PwC:本拠地をロンドンに置く世界4大会計事務所の一つ)及びアーバンランド・インスティテュート(ULI:ワシントン・ロスアンゼルス・ロンドンを拠点とする不動産関連シンクタンク)が共同発表しています不動産動向調査報告書「Emerging Trends in Real Estate® Asia Pacific 2018(不動産の新しい動向 アジア太平洋2018年)」によりますと、2017年上半年期における活況を呈する世界の不動産市場として、東京は第10位、アジアにおいては第2位に位置しております。

また、アジアにおける不動産投資見通しランキングにおいては、2014年から2016年の3年間にわたり1位の座に君臨してきた東京は、2017年には一旦12位となりましたが、今回7位となっており、前回15位だった大阪も10位となっております。

数年前までトップの位置を保っていた東京は昨年、賃料上昇の見通しが悪化したことから順位を大きく下げましたが、今回順位を上げた要因は、プレーヤーの交代、すなわち賃料の上昇を重視する投資家の投資が減り、安全重視の機関投資家とプライベート投資家からの資金が増えたことによるものであり、現在、日本の不動産市場は、キャップレート(還元利回り:不動産から生み出される純収益から不動産価格を求める際に用いられる利回り、「純収益÷キャップレート=不動産価格」と超低金利の国債や借入金利とのスプレッド(金利差)がまだ大きいため、利回りを求める投資家にとって人気の高い投資先となっております。

また、2017年には東京より利回りが高く競争が少ない投資先を求めて不動産マーケットにおける資金が移った結果、日本の地方都市で投資が活発に行われましたが、中でも大阪は人気の投資先となりました。

今後も、住宅資産を中心に、安定したリターンを求めて投資家からの投資が更に増加することが予想されております。

また、日本政府は平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:安倍晋三首相)」を開き、2020年の訪日外国人観光客数の目標を年間2,000万人から4,000万人に倍増させることを決めましたが、2019年日本ラグビーW杯、2020年東京五輪開催等の日本国内における国際イベントを控え、今後、更に外国人観光客の増加が見込まれることから、経済環境はまだまだ順調に推移することが見込まれます。

以上のことから、グローバルな視点から見た日本の不動産市場に対する投資は、今後も高い注目度が続くと考えられます。

上記のように世界的に見ても安定した資産として非常に高く評価されている日本の不動産市場において、当社は、昨年、当社の100%子会社としてサンエステート株式会社(以下、「サンエステート社」といいます。)を設立し、宅地建物取引業者として、東京都より免許(東京都知事(1)100618号)を受け、首都圏におけるタイムリーな情報収集による機動的な不動産取引を推進して参りました。

今後、当社が更に強化する国内の不動産事業について、みずほ信託銀行不動産業務部が発行する「2018年1月度の不動産マーケットレポート」によりますと、2016年頃から投資用不動産の価格はピークが近いと言われているが、2018年1月において価格が下落に向かう兆しはない、投資利回りは2006年から2008年頃の水準まで低下しているが、投資利回りが反転上昇(不動産価格が下落する)する兆しもない、現状の金融緩和、低金利やデフレ脱却の傾向という経済環境に大きな変化がなければ、投資用不動産の価格は底堅く推移するだろう、との見解が示されております。

また、当社子会社のサンエステート社が取引対象としてきたのは、東京都区部を含む都下に所在する賃貸マンションやアパートが中心ですが、一般財団法人日本不動産研究所が発表する「第37回不動産投資家調査」によると、賃貸住宅1棟(ワンルームタイプ)の期待利回りは、2017年10月時点において、東京の城南地区で4.5%、城東地区で4.7%であり、城東地区においては前回調査(2017年4月時点、4.8%)と比べて、0.1%低下しております。

人口についても、「人口推計」(総務省統計局)と東京都総務局総務部人口統計課の公表資料によりますと、2015年から2017年にかけて、全国では約34万人減少(1億2,709万人 1億2,675万人)していますが、東京では、約22万人増加(1,351万人 1,374万人)しています。

当社としましては、上記、第三者の見解及び統計から、短期的には、日本銀行が大幅な金融引き締めへ転じ、長期金利が急上昇する可能性は低い、デフレ脱却傾向の中、東京にある住宅の家賃が大幅に下がるということはない、東京の人口は、日本全体では人口が減少する推計のもと、いつかは減少に転じるときが来るが、当面は1,370万人のレベルを維持するであろう、東京の賃貸住宅に対する需要は底堅く、空室率は低位で推移する、東京の賃貸住宅(マンションやアパート)に対する投資は安定したインカムゲインが見込まれるが、購入を検討するブレイヤーも数多く、年間の投資利回りが4%から5%くらいに収斂する購入価格となるであろう、との予測の下、特に都心部においてまだまだ活発な取引が行われている国内不動産市場は、収益獲得のためのチャンスと捉え、積極的に国内不動産投資事業に注力したいと考えております。

上記のように、まだまだ国内外の投資家にとって魅力的な日本国内の不動産投資事業の一つとして、まずは、開発型の不動産投資事業を取組みたいと思います。

現在、当社の積極的な活動により、大手デベロッパーの取組まない小型の開発案件情報が入ってくるようになり、その中でも、一定の資金を準備できれば当社としても取組むことが可能な収益性の高い案件も含まれております。

本事業は、主にリゾート地や首都圏及び関西圏の都心部の不動産情報を取得し、当該地において開発を目的とした不動産投資事業を行って参ります。

第一のスキームとして想定しているのは、当社と建設事業者が共同で開発を行うというもので、当初、建設事業者の資金負担で当該土地を取得し、当社及び建設事業者との間でマンション等の居住用施設の開発計画に関する契約を締結いたします。

当社が建設事業者に対して、土地取得代金及び建物建設費用等の開発事業費の一部として契約手付金を支払うことで、当社に土地の所有権が移転した段階で、開発事業をスタートさせる予定です。

その後建築着工時に、当社は、開発事業費の一部として中間金を建設事業者に支払います。

当社は、販売事業者を活用して着工段階から最終購入者に販売を開始し、竣工後数カ月以内には販売を完了することで開発事業費の残額を決済いたします。

また、上記のスキームによる開発案件に着手出来ない場合には、第二のスキームとして、当社が開発に適していると判断した不動産における土地の所有者から当該土地を取得し、開発向けの不動産用地として開発業者に売却、若しくは開発計画とセットで販売するというスキームによる事業を行うことを検討しております。

第一のスキームであるリゾート地の開発事業費に係る建設事業者との契約時の手付金及び着工時の中間金並びに広告宣伝費の費用等、総事業費の一部の資金、または第二のスキームである土地取得のための手付金、仲介手数料及び解体等の費用、残額決済金等の土地取得費用の資金として、総額で240百万円程度を想定しております。

本事業スキームにおける期間は、1案件当たりの事業開始から売却までのサイトを6ヶ月～1年程度を想定しております。

なお、いずれのスキームも販売及び売却が思うようにならなかった場合、ディスカウントして販売及び売却することも想定されるため、最終収益が減少することがあります。

また、上記開発型不動産投資事業はスポット的な収益獲得を目指す取組ではありますが、当社は、不動産取得後の保有期間中における賃料収入による継続した安定収益を獲得するために、収益不動産投資事業も行いたいと考えております。

当社は、当社子会社であるサンエステート社において販売用不動産取引を通じて、比較的短期的な売買や媒介手数料等による収益獲得に注力していましたが、それに加えて、取得後の安定した賃料収入による収益獲得のための投資の必要性も考えておりました。

本事業は、当社の首都圏及び関西圏における不動産情報ネットワークを駆使し、稼働率が安定している中古のマンション、アパートメント、オフィスビル等の不動産のうち、継続的な保有によって安定的な収益を期待でき、保有中も市況に応じて取得価格よりも高く売却することも期待できる物件を、当社単独で取得するか、または、当社及び共同出資者の出資による収益不動産投資事業を行うためのSPV(特別目的事業体)にて取得し、保有している間は賃料収入による直接収益または配当収益を獲得し、将来、売却時にはキャピタルゲインによる収益の獲得を目指します。

基本的に、単独で取得できる規模としては1物件当たり100百万円程度まで、それ以上の取得価格の高い物件は共同での取得とし、当社の拠出額は中古の収益不動産1物件当たり50百万円～100百万円程度を想定し、当社の拠出する投資金額は、総額で300百万円程度を予定しております。

・ベンチャー企業向け投資事業に係るCVC(コーポレート・ベンチャー・キャピタル)への出資金

一昨年、第三者割当増資を実施して以来、当社のIR及び当社グループの活動により、当社に対し、不動産事業及びクリーンエネルギー関連事業に関する投資案件のみならず、様々な分野の将来性の高いベンチャー企業から、企業への出資または事業への投資の依頼が多数寄せられるようになって参りました。

現在、日本のベンチャー企業は、「資金調達」という課題に継続して直面していますが、実際の資金調達先として、民間金融機関及び政府系金融機関に頼ることが多く、成長期には会社の信用も低いため、希望する資金調達額と実際の資金調達額には隔たりがあることや、融資による調達のため、事業の進捗が遅れると元利金の返済が厳しくなる等、ベンチャー企業の経営者が必要とする資金の性質と乖離があることから、必要な資金の調達先としてVC(ベンチャーキャピタル)や個人投資家等からの出資を求める傾向にあります。

しかしながら、日本のVCは、金融機関の延長であり、「可能性」に資金を出す仕組みではなく、マネタイズ(提供するサービス及び商品等の収益化)がしっかりなされた事業計画がないと資金を出さない傾向にあると思われるため、日本のベンチャーが成長する素地が弱くなっているのではないかと考えます。

併せて、ベンチャー企業の経営者は、シード・アーリー期(成長初期)の資金に加え、国内外の事業パートナーの発掘及びビジネスマッチングによる企業のプレゼンス(存在感)の向上も求めています。

そのような中、当社は大阪に本社を置いていることもあり、当社代表取締役である前田健司は、以前から、大阪府の推進する成長志向創業者支援事業における大阪府ベンチャー企業成長プロジェクト「Booming!」のメンター(助言・指導者)を務めており、その中で、有力な候補先も存在すると感じていることから、関西圏の投資先企業の支援に関しては、今後、大阪府との連携も視野に入れております。

そこで当社は、当社の企業理念であります「収益性・安全性・社会性を投資規範とした投資事業・投資マネジメント事業を展開することにより、地域経済の活性化、企業育成、事業創出、人材育成を行い、人類・社会に貢献する」という創業精神に立ち返り、投資会社としての本来の役割を果たすべく、長期的な視野に立ったVC投資事業を行って参りたいと考えております。

本事業は、当社の長期的な成長戦略の一環として、ベンチャー企業への投資を目的として平成30年3月に設立する予定のCVC-FUND(コーポレート・ベンチャー・キャピタルファンド)に対して、当社自己資金と合わせて総額300百万円の予定で出資金を拠出するものです。

当社としては、有望なベンチャー企業への早期コンタクト及びシード・アーリーステージ段階での投資に加え、シード・アーリー期を過ぎ、本格的なIPOの準備に入っているような成長期の企業への投資を検討することも視野に入れております。

当社のファンド組成の経験やノウハウを活かすことで成長を促すことができる企業や将来性のある新技術、製品、アイデアを持つ企業に対して、当社とのより深い関係性を構築できることから、投資先企業同士のアライアンスによるバリューアップが可能であると考えております。

なお、本事業において、当社から直接ではなくファンド経由で投資する理由は、まだ発展途上である投資先企業の経営成績が当社の連結業績に直接の影響を及ぼすことを回避するためです。

具体的な投資スキームとしては、金融商品取引法の規定に基づき、金融商品取引業者が無限責任組合員(GP)、当社が有限責任組合員(LP)として当該ファンドにおける大半の出資金を拠出してCVC-FUNDを組成する予定であります。

当該ファンドの投資の意思決定は、当社も含めた投資委員会における審査によって行われ、審査にパスした対象ベンチャー企業への投資は、投資委員会によるキャピタルコールにて実行されます。

1企業当たりへの投資額は、10百万円～50百万円程度を想定しております。

当社は、原則として、当該投資先のIPO(上場)または新たな出資先へ株式を売却することで、キャピタルゲインによる収益を目指しますが、状況に応じて、CVC-FUNDから当該投資先に対する出資持分を譲り受けた上で、当社からの追加出資により当社の連結子会社にする事も想定しております。

キャピタルコールとは、投資ファンドと予め約束しておいた投資事業組合契約期間内における投資金額枠までの金額につき、投資ファンドから受ける払込要求のこと。

なお、本資金調達における割当予定先は、当社の日本国内における不動産投資事業、VC投資事業等の成果による当社の企業価値向上を期待しております。

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
国内不動産投資事業に係る収益不動産取得資金	225百万円	平成30年3月～平成30年9月
国内不動産投資事業に係る開発型不動産取得資金	200百万円	平成30年4月～平成30年9月
ベンチャー企業向け投資事業に係るCVC-FUNDへの出資金	60百万円	平成30年3月～平成30年6月
合計	485百万円	

本新株予約権の行使により調達する資金の使途

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
国内不動産投資事業に係る収益不動産取得資金	75百万円	平成30年3月～平成30年9月
国内不動産投資事業に係る開発型不動産取得資金	40百万円	平成30年10月～平成31年2月
ベンチャー企業向け投資事業に係るCVC-FUNDへの出資金	150百万円	平成30年3月～平成31年3月
合計	265百万円	

本新株予約権が行使された際の抛出優先順位は、とします。

国内不動産投資事業に係る収益不動産の取得資金です。

当社は、国内における不動産投資事業として、賃料収入による安定収益の確保と転売による収益の確保を目的とした収益不動産の取得資金として、中古の収益不動産1物件当たり50百万円～100百万円程度を想定し、平均75百万円を4物件、投資総額300百万円を予定しておりますが、当社の本新株式及び本新株予約権の発行による払込金のうち225百万円及び本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金のうち75百万円を充当いたします。

国内不動産投資事業に係る開発型不動産取得資金です。

当社は、国内における不動産投資事業として、首都圏の顧客をターゲットとした開発型不動産の開発事業費における建設事業者との契約時の手付金及び着工時の中間金として約200百万円、並びに広告宣伝費の費用等として約40百万円を総事業費の一部の資金、または、土地取得のための手付金、仲介手数料及び解体等の費用、残額決済金等の土地取得費用の資金として、投資総額240百万円程度を予定しておりますが、当社の本新株式及び本新株予約権の発行による払込金のうち200百万円及び本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金のうち40百万円を充当いたします。

ベンチャー企業向け投資事業に係るCVC-FUNDへの出資金です。

当社は、様々な分野のベンチャー企業による出資及び投資要請に応えるために設立されたCVC-FUNDに出資金を拠出する予定です。

1企業当たりへの投資額は、10百万円～50百万円程度を想定し、平均30百万円を10社、投資総額300百万円を予定しておりますが、平成30年3月に当該ファンドが設立され、当社の本新株式及び本新株予約権の発行による払込金のうち60百万円を順次有望ベンチャー企業に出資し、以後、本新株予約権が行使された際に払い込まれる資金のうち150百万円及び当社自己資金で90百万円を出資いたします。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記調達する資金の具体的な使途の支出時期について変更する場合があります。なお、計画のとおり資金調達が達成できない場合においては、当社といたしましては、不足額は当社自己資金で補うことで対応しますが、それでも対応できない場合は、それぞれ減額して投資いたします。

また、上記の調達資金の使途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金の使途として、上記「5. 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各事業への投資の実行を予定しています。当社は、かかる投資によって、不動産関連事業の主力事業における市場地位の安定化や中長期的な財政基盤の強化と収益基盤の改善が可能となり、また、ベンチャー企業支援のための投資事業におきましても、将来、当社収益に寄与すると共に、日本経済の発展に貢献出来る事業であると考えており、当該資金の使途には合理性があると判断しています。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.

a. 割当予定先の概要

名称	OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD
本店の所在地	1 Fullerton Road, #02-01, One Fullerton, Singapore
代表者の役職及び氏名	Director・NG AH LEONG
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	3,642,431 S\$(平成30年1月末現在)
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	NG AH LEONG 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当該会社は、平成29年9月30日現在、当社株式2,800,000株(発行済株式総数の6.23%)を有する株主であります。 なお、平成29年11月7日付で、当該会社より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されており、当該会社は、平成29年10月27日時点において、当社株式1,788,300株(発行済株式総数の3.98%)を有する株主となっております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

単位：S\$(シンガポールドル、1 S\$ = 83.29円 平成30年1月31日現在)。

石田 智子

a. 割当予定先の概要

氏名	石田 智子 (以下、「石田氏」という。)
住所	東京都港区
職業の内容	歯科医師

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

佐藤 満

a．割当予定先の概要

氏名	佐藤 満（以下、「佐藤氏」という。）
住所	東京都新宿区
職業の内容	個人投資家

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	佐藤氏は、平成29年9月30日現在、当社株式300,000株（発行済株式総数の0.67%）を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

永瀬 勝也

a．割当予定先の概要

氏名	永瀬 勝也（以下、「永瀬氏」という。）
住所	三重県鈴鹿市
職業の内容	会社役員

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	永瀬氏は、平成29年9月30日現在、当社株式30,000株（発行済株式総数の0.07%）を有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(イ)本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、平成23年3月期から7期連続で連結経常損失を計上し、前連結会計年度においては、営業損失249百万円、経常損失322百万円、親会社株主に帰属する当期純損失1,008百万円を計上いたしました。

このように当社グループの業績が著しく悪化していた中、当社は、平成28年10月24日付「第三者割当による新株式(金銭出資及び現物出資(デット・エクイティ・スワップ))及び第8回新株予約権の発行、コミットメント条項付第三者割当契約締結、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動並びにMARVEL GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.の完全子会社化についての方針決定に関するお知らせ」及び平成28年11月22日付「(追加)第三者割当による新株式及び第8回新株予約権の一部失権に関するお知らせ」のとおり、第三者割当増資を実施し、その調達資金を活用しながら、中・長期及び短期的な収益獲得を視野に、東南アジアにおけるエネルギー関連事業への投資及び投資マネジメント事業、日本での太陽光発電に関する事業、国内不動産における投資及び投資マネジメント事業を推進していくことを決定いたしました。

なお、当該第三者割当増資により調達した資金は、主なものとして、平成28年11月にMARVEL GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.(現SUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.(以下、「SGPE社」といいます。))の株式の追加取得資金として約830百万円、平成28年12月以降の国内不動産事業における販売用不動産取得資金として約150百万円、平成29年6月及び平成29年8月に太陽光発電事業に係る事業用地を保有する有限会社ラ・ベリータ(以下、「ラ・ベリータ社」といいます。)の株式取得資金の一部として320百万円を拠出済みであり、また、平成29年7月に海外クリーンエネルギー関連事業における投資資金270百万円のうち約37百万円を国内クリーンエネルギー関連事業におけるバイオマス燃料の原材料である原木を購入するための資金に充てておりますが、今後、国内インバウンド関連不動産事業に150百万円、海外クリーンエネルギー関連事業に約230百万円を拠出していく予定であります。

上記、当社グループによる国内外におけるクリーンエネルギー事業及び国内不動産事業を推進することで得た情報を基に活動した結果、当第3四半期連結累計期間において、営業利益205百万円、経常利益212百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益215百万円を計上することが出来ました。

しかしながら、SGPE社が手掛けるタイのトランでのバイオマス燃料製造販売事業において、当該燃料の供給先であるバイオマス発電所の開発が当初の計画よりも大幅に遅れていることから、同社の海外における事業収益が計上出来ていないこと、当期における収益が、当社が子会社化したラ・ベリータ社が関係する千葉県大多喜町での太陽光発電事業に係る業務報酬という一時的なアレンジメント収入が寄与したものであること、また、SGPE社による海外クリーンエネルギー関連事業及び投資事業において、取組んでいる新規案件が進んでいないこと及びインバウンド関連不動産事業において当社の目線にあった投資物件が取得出来ていないことから、当該両事業において前回のファイナンスで調達した資金を活用出来ていないこと、国内不動産事業においては、今期順調に収益が上がっているものの媒介手数料収入が中心であり、太陽光発電関連事業においては、ラ・ベリータ社の地代収入が獲得出来たものの、大多喜町での取組により関係の出来た発電事業者との間で、新規案件の共同事業について協議しておりますが実現には至っていないこと等、まだまだ経常的な収益計上を確立するには至っておらず、現在、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当社といたしましては、当該疑義の解消が喫緊の課題であると考えております。

そのような状況の中、海外におけるクリーンエネルギー関連事業は中・長期的な計画が中心の活動であり、国内における不動産事業及びクリーンエネルギー関連事業においても、まだまだ継続的且つ十分な安定収益を確保するまでには至っていないことから、今後、当社子会社であるSGPE社による海外におけるクリーンエネルギー関連事業を中心とした投資事業や国内におけるバイオマス燃料及び太陽光発電等のクリーンエネルギー関連事業並びにインバウンド関連の投資事業を継続させながらも、都心部においてまだまだ活発な取引が行われている国内不動産事業については、当社グループが安定した収益を確保するためには、今が投資のチャンスと捉えており、新たな投資資金を活用することで、更に強化していくことが必要だと考えております。

また、一昨年以降の当社グループの事業活動により、不動産事業及びクリーンエネルギー関連事業に関する投資案件のみならず、様々な分野の事業会社から、投資要請及びM&A等の案件が多数持ち込まれるようになってきており、当社としましては、投資会社としての本来の役割を果たすべく、ベンチャーキャピタル投資も長期的な展望に立った投資事業の一つとして加えていきたいと考えております。

当社としましては、当社の企業価値を向上させるために上記のような事業展開を行うにあたり、恒常的な赤字が続いている現状では、コーポレートの信用による金融機関からの融資は難しいこともあり、当社独自による投資資金が更に必要となってくることから、一昨年の増資以降、当社の経営方針をご理解頂いているOPM社を中心に当社の事業展開にご賛同頂ける割当予定先の目途が立ったため、その必要資金を確保することを目的として、本資金調達を企画いたしました。

なお、本資金調達において最大割当予定先であるOPM社に対して、全量新株式による引受けを打診いたしましたが、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株式の引受けと合わせて一部については新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答があり、当社としましては、前述のとおり、当社が継続的且つ十分な収益を確保するためには本資金調達は必須であるのと認識から同社の要請に応じたものであります。

(ロ)本資金調達方法を選択した理由

前述のとおり、前期まで当社グループの業績が著しく悪化している状況の中、必要資金の確保に際し、以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、その中で、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が最適であるとの結論に至りました。

(A)金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ経常的な収益計上を確立するに至っておらず、現在、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(B)公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、現在の当社の企業規模(時価総額等)及び財務状況を鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

(C)ライツ・オフERING

ライツ・オフERINGには、コミットメント型ライツ・オフERING(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結するもの)とノンコミットメント型ライツ・オフERING(コミットメント型のような特定の契約を締結せず、新株予約権の行使が株主様の決定に委ねられるもの)があり、このうち、コミットメント型ライツ・オフERINGは、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せないだろうと思われることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、当社の財務状況が、第19期(平成23年3月期)から第25期(平成29年3月期)まで、7期連続して経常損失を計上していることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号が規定する要件を満たせず、この手法は実施することが出来ないため資金調達の候補から除外することといたしました。

(D)非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(E) 有償株主割当増資

有償株主割当増資は、割当株式の引受の意思のない株主様向けの対応策として、東京証券取引所において発行日決済取引による売却が可能であるなど、株主の皆様にとって平等かつ公平な手法であり、希釈化による不利益を最小化することができることなどから、有効な資金調達手段の1つではありますが、直近の当社の業績を鑑みると、既存株主様のご理解を得ることは大変難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(F) 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当による全量新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合に比較してより大きいといえます。また、各割当予定先に対して、全量新株式による引受けを打診いたしましたが、OPM社については、株式市場における当社の株価の推移等を踏まえ、全量新株式による引受けは困難であるが、新株式の引受けと合わせて一部については新株予約権による引受けであれば可能である旨の回答があったため、第三者割当による全量新株式の発行は断念し、一部新株予約権を組み合わせた資金調達を行うこととしました。

(G) 第三者割当による全量新株予約権の発行

第三者割当による全量新株予約権の発行は、権利行使に応じて段階的に希薄化が生じるため、新株式の発行の場合と比べて株主の皆様や株式市場に対する影響を軽減できるというメリットがあるものの、当社の株価の推移等によって行使の有無や時期が左右されることから資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明であります。本新株予約権は新株予約権者に対して一定の条件のもと行使指示が可能ではありますが、それでも株価の推移等によって行使の有無や時期が左右される点には変わりがないため、当面の資金需要については、新株式発行によって調達することとしました。

(H) 本資金調達方法(第三者割当による新株式及び新株予約権の発行)

本資金調達方法は、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせることによって、本新株式の発行により当面の資金需要に対応しつつ、同時に発行される本新株予約権は、当社が主体となり一定の条件のもと本新株予約権者に行使指示を行うことが出来る大きな特徴であり、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっています。これらの特徴に鑑みると、本資金調達は現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり、具体的に当社が新株式及び新株予約権の割当予定先に求めた点として、当社の経営方針及び当社が行う事業にご賛同頂けること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に、迅速に新株予約権の買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、割当予定先との協議の結果、これらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、本新株予約権に対する潜在株式は行使されて初めて株式となることから、実際に希薄化は起こりませんが、株式のみでの増資に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。また、本新株予約権の行使価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、MSCBのように当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また一方で、当社株式の市場株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が本新株予約権者に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様が株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額(発行価額)と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる特徴を盛り込んでおります。

本資金調達により、今後予定している事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復及び安定化を達成し、自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(ハ) 割当予定先を選定した理由

当社は、一昨年より取組んで参りました国内外のクリーンエネルギー関連事業及び不動産投資事業を行うという従来からの方針に加え、ベンチャー企業投資事業という新たな当社の経営方針をご理解頂き、中長期的なスタンスで当社にご賛同頂ける割当予定先を模索しておりました。

その中で、当社の事業内容及び資金ニーズに深く共感して頂ける方を中心に相手先を絞り込み、今回の割当予定先を下記のとおり決定いたしました。

OPM社

OPM社を本新株式及び本新株予約権発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

OPM社は、本拠地をシンガポールに置き、海外の投資事業、特に東南アジアにおける事業に精通している会社で、当社の海外マーケットに目を向けた姿勢に大変ご理解を頂いており、また、海外からの日本への投資を誘致する際の日本での受け皿としても当社を高く評価して頂いておりましたことから、平成28年5月30日及び平成28年11月18日に発行しました第三者割当による新株式及び新株予約権において引受及び行使実績があります。

そこで今回、当社の今後の事業戦略として、国内不動産投資事業の拡大及びベンチャーキャピタル投資事業を推進することによる、当社の将来的な展望について説明し、更にご理解ご賛同頂いたことから、本新株式及び本新株予約権による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

石田氏

石田氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

石田氏は、歯科医師として東京都港区にて歯科医院を経営されており、経営者としての観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、平成28年11月18日に発行しました第三者割当による新株式において引受実績があります。

そこで今回、当社の今後の事業戦略として、国内不動産投資事業の拡大及びベンチャーキャピタル投資事業を推進することによる、当社の将来的な展望について説明し、ご理解ご賛同頂いたことから、本新株式による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

佐藤氏

佐藤氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

佐藤氏は、個人投資家としての観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、平成28年11月18日に発行しました第三者割当による新株式において引受実績があります。

そこで今回、当社の今後の事業戦略として、国内不動産投資事業の拡大及びベンチャーキャピタル投資事業を推進することによる、当社の将来的な展望について説明し、ご理解ご賛同頂いたことから、本新株式による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

永瀬氏

永瀬氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

永瀬氏は、三重県鈴鹿市にてゴルフ場関連会社を経営しており、経営者の観点から当社のエネルギー関連事業における将来性にご賛同頂いたことから、平成28年11月18日に発行しました第三者割当による新株式において引受実績があります。

そこで今回、当社の今後の事業戦略として、国内不動産投資事業の拡大及びベンチャーキャピタル投資事業を推進することによる、当社の将来的な展望について説明し、ご理解ご賛同頂いたことから、本新株式による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

長井氏

長井氏を本新株式発行による割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

長井氏は、本新株式の割当予定先である石田氏からご紹介頂いた資産家ですが、個人投資家としての観点から、当社の今後の事業戦略として、国内不動産投資事業の拡大及びベンチャーキャピタル投資事業を推進することによる、当社の将来的な展望について説明し、ご理解ご賛同頂いたことから、今回、本新株式による資金調達の割当予定先に選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株式

OPM社：5,000,000株

石田氏：724,000株

佐藤氏：724,000株

永瀬氏：724,000株

本新株予約権

OPM社：3,900,000株

e．株券等の保有方針

OPM社

割当予定先であるOPM社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、OPM社からは、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を聴取により確認しており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っております。

また、本新株予約権は、基本的に市場価格が行使価格を上回った場合に行使を行う方針である旨を聴取により確認しております。

石田氏

割当予定先である石田氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

佐藤氏

割当予定先である佐藤氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

永瀬氏

割当予定先である永瀬氏とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、基本的に純投資であり、長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて伺っております。

なお、当社は、割当予定先より、割当日より2年間において、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を徴取する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

OPM社

当社は、平成26年3月20日から平成26年12月31日に係る第1期事業報告書及び平成27年1月1日から平成27年12月31日に係る第2期事業報告書並びに平成28年1月1日から平成28年12月31日に係る第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により、第3期の売上高が2,633,106 S\$(シンガポールドル)、営業利益が2,117,687 S\$、経常利益が2,186,171 S\$、当期純利益が1,984,531 S\$であることを確認し、また、貸借対照表により、純資産が6,821,570 S\$、総資産が9,845,063 S\$であることを確認いたしました。

なお、OPM社は月次による試算表を作成していないため、直近の財務状況は分かりません。

また、当社は、OPM社の預金口座のステイトメントの写しを受領し、平成30年2月15日現在の預金残高が約440百万円（円換算）であることを確認し、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金の払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、OPM社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、OPM社は、一昨年、当社の第7回及び第8回新株予約権を引受けておりますが、同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達しております。

そのうえで、当社が、OPM社が本新株式及び本新株予約権の引受に係る資金並びに本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、新たに本新株式及び本新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

以上により、当社は本新株式及び本新株予約権の引受並びに本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

石田氏

当社は、石田氏の預金口座の通帳の写しを受領し、平成30年2月16日現在の預金残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、払込金は全額自己資金であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

佐藤氏

当社は、佐藤氏の証券口座の写しを受領し、平成30年2月16日現在の証券口座の現金及び投信残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であり、払込金は一部を解約して充てる予定であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

永瀬氏

当社は、永瀬氏の証券口座の写しを受領し、平成30年2月15日現在の証券口座投信残高が払込みに必要な金額以上であることを確認し、全額自己資金であり、払込金は一部を解約して充てる予定であることも聴取いたしました。

よって、本新株式の払込みに必要な財産の存在を確認できたことにより、払込みが問題なく行われるものと判断いたしました。

g . 割当予定先の実態

当社は、当該割当予定先から、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社セキュリティ&リサーチ 東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役社長羽田寿次)に調査を依頼し、調査報告書を受領し、割当予定先すべてにおいて反社会的勢力との関係がないことが確認できており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本新株式

本株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年2月22日）の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値76円を基準とし、1株69円（ディスカウント率9.21%）といたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、最大割当予定先であるOPM社と協議いたしました。早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「5.新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の資金が必要不可欠であり、交渉を進めた結果、OPM社の発行価額のディスカウントに対する要望を受け入れたものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均80.18円に対する乖離率は13.95%下方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均77.83円に対する乖離率は11.35%下方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均82.40円に対する乖離率は16.26%下方となっております。

本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額の基準値として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。また、以上のことから、当社監査役全員より、「平成30年2月23日開催の燦キャピタルマネージメント株式会社取締役会において発行決議された第三者割当による新株式の発行価額は、算定根拠となった市場価格が発行決議の直前営業日の終値であるとともに、取締役が発行価額について、当社の直近の状況が市場評価に客観的に反映されており、とりわけ、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向・財務状況、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案していること、また、発行価額について発行決議の直前営業日の価額に0.9を乗じた額以上であることを求める日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであることから、かかる算定根拠には合理性があることから、特に有利な発行価額には該当しないとする当取締役会の判断は相当であると考えます」として、発行条件が特に有利な金額には該当しないとする当取締役会の判断は相当である旨の意見をいただいております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス社」という。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（76円）、行使価額（69円）、配当率（0%）、権利行使期間（2年）、無リスク利率（0.151%）、株価変動性（53.16%）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提（当社は、基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が当初株価の250%まで上昇した場合は、取得条項を発動する。割当予定先は、株価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は、1回あたり1,267個（直近2年間における1日当たり平均売買出来高の約10%）とし、権利行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。）を置いて評価を実施し、本新株予約権1個あたりの評価結果は60円となりました。

当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先であるOPM社と協議いたしました。交渉を進めた結果、1個あたりの発行価額は当該第三者算定機関の算定結果と同額である60円と決定しました。なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、プルータス社の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年2月22日）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値76円を参考とし、69円（ディスカウント率9.21%）といたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先のOPM社と協議した上で総合的に判断いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均80.18円に対する乖離率は13.95%下方、当該直前営業日までの3か月間の終値平均77.83円に対する乖離率は11.35%下方、当該直前営業日までの6か月間の終値平均82.40円に対する乖離率は16.26%下方となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しないと判断する当取締役会の判断は相当である旨の意見をいただいております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される本新株式は7,172,000株（議決権数は71,720個）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数44,941,244株に対し15.96%（平成29年9月30日現在の当社議決権個数449,401個に対しては15.96%）、本新株予約権の行使による発行株式数は3,900,000株（議決権数は39,000個）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数44,941,244株に対し8.68%（平成29年9月30日現在の当社議決権個数449,401個に対しては8.68%）であり、本資金調達による希薄化の割合の合計は24.64%であります。これにより既存株主様におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して希薄化が生じます。さらに、本株式及び本新株予約権行使により取得した当社株式が売却されると、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は、過去2年間における1日の平均売買出来高が約1,267,000株と必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

もっとも、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、当社の与信が向上し、金融機関等から低利の融資による調達が可能となる等、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得することで株式の希薄化を抑制することが可能です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり69円であります。これは平成29年3月期の1株当たり純資産額21.28円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産額の改善を図ることが可能であるとと考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成27年3月期は23.76円、平成28年3月期は15.40円、平成29年3月期は49.34円とマイナスが続いております。調達した資金を「5.新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たし、且つ、継続させることにより、1株当たり当期純利益の改善を経常化させることが可能であるとと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)
OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.	1 FULLERTON ROAD, #02-01, ONE FULLERTON, SINGAPORE	2,800,000	6.23	11,700,000	20.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目 2番10号	2,702,600	6.01	2,702,600	4.83
前田 健司	兵庫県神戸市	1,358,900	3.02	1,358,900	2.43
佐藤 満	東京都新宿区	300,000	0.67	1,024,000	1.83
TOYODAエコソリューション株式会社	大阪府大阪市北区堂山町1番5号	1,000,000	2.23	1,000,000	1.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	881,100	1.96	881,100	1.57
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	825,300	1.84	825,300	1.47
永瀬 勝也	三重県鈴鹿市	30,000	0.07	754,000	1.35
石田 智子	東京都港区	0	0	724,000	1.29
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM	499,367	1.11	499,367	0.89
計		10,397,267	23.14	21,469,267	38.33

(注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、割当予定先に割当てる予定の本新株式7,172,000株(議決権数71,720個)及び本新株予約権の目的である株式の総数3,900,000株(議決権数39,000個)を加えて算出しております。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成30(2018)年3月12日から2020年3月11日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。上記の数値は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の数値を示しております。

4. 本新株式及び本新株予約権の行使により交付される普通株式は、その割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、実質的な大株主になる予定はありません。

5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

なお、上記募集前の持株比率は、平成29年9月30日時点の株主名簿を基準としておりますが、平成29年11月7日付で、OPM社より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されており、OPM社の平成29年10月27日時点における持株比率は3.98%となっております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書及び四半期報告書(第26期第3四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の第25期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年6月29日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成29年4月1日～ 平成29年9月30日 (注)	494,040	2,434,392	494,040	2,299,379

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第25期有価証券報告書の提出日(平成29年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来における事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を50,000,000株から100,000,000株に増加させるものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、前田健司、松本一郎、齋藤顕次、鷲謙太郎、二宮征次郎を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、古野誠を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	143,858	2,238	0	(注)1	可決 98.5
第2号議案 取締役5名選任の件					
候補者番号1	144,190	1,917	0	(注)2	可決 98.7
候補者番号2	144,166	1,941	0		可決 98.7
候補者番号3	144,167	1,940	0		可決 98.7
候補者番号4	144,236	1,871	0		可決 98.7
候補者番号5	144,198	1,909	0		可決 98.7
第3号議案 監査役1名選任の件	144,241	1,866	0	(注)3	可決 98.7

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成29年 8月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年 6月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.が子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社取得の決定に関する事項

平成29年 6月16日開催の当社取締役会において取得対象子会社の取得を決定いたしました。

2. 取得対象子会社に関する子会社取得を行う連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

- | | |
|------------|---|
| (1) 名称 | SUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD. |
| (2) 住所 | 321 Orchard Road , #07-02 , Orchard Shopping Centre , Singapore |
| (3) 代表者の氏名 | DERECTOR 齋 藤 顕 次 |

3. 取得対象子会社の概要

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び事業の内容

商号	有限会社ラ・ベリータ
本店の所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中5丁目4番8号
代表者の氏名	代表取締役 山内 祐美
資本金の額	3,000千円
純資産の額	75,622千円
総資産の額	780,017千円
事業の内容	太陽光発電関連事業 不動産賃貸業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(千円)

	平成27年10月期	平成28年10月期	平成29年 3月期
売上高	358	3,274	2,136
営業利益	4,840	2,029	337
経常利益	4,837	1,976	337
当期純利益	4,907	2,046	366

(3) 提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	記載すべき事項はありません。
人的関係	記載すべき事項はありません。
取引関係	記載すべき事項はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社連結子会社SUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.は、国内におけるエネルギー関連事業に関する投資事業の一環として、千葉県大多喜町における太陽光発電事業用地約574,000㎡を保有する有限会社ラ・ベリータの株式を51.67%取得し、子会社といたしました。これは、有限会社ラ・ベリータが発電事業者との間で締結した、地上権設定契約に基づき、20年間で総額10億円を超える事業収入を獲得することを企図したものです。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額	
取得対象子会社の普通株式	310,000千円
取得関連費用	
合計	310,000千円

(平成29年 8月23日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年 8月 2日付で、以下の株主より大量保有報告書(変更報告書)が、関東財務局に提出されたことにより、主要株主の異動を確認いたしました。これに伴い、当該株主は当社の主要株主に該当することになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主になるもの

OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	37,648個	9.15%
異動後	47,648個	11.30%

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権の数に対する割合は、平成29年 7月26日の新株予約権の行使の前の総株主等の議決権の数である411,405個を基準として算出しております。

2. 異動後の総株主等の議決権の数に対する割合は、異動前の総議決権数411,405個に、平成29年 7月26日に新株予約権の行使により増加した議決権数10,000個を加えた総株主等の議決権の数である421,405個を基準として算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年 7月26日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 2,434,392,314円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 44,941,244株

(平成29年 9月21日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年 9月20日付で、以下の株主より大量保有報告書(変更報告書)が、関東財務局に提出されたことにより、主要株主の異動を確認いたしました。これに伴い、当該株主は当社の主要株主に該当しないことになりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの

OCEAN PACIFIC MANAGEMENT PTE.LTD.

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	48,622個	10.82%
異動後	44,110個	9.82%

異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年9月12日現在の総株主の議決権の数(449,405個)を分母として計算しております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年9月12日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 2,434,392,314円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 44,941,244株

(平成29年12月1日提出の臨時報告書)

平成29年12月6日提出の訂正臨時報告書を含んだ内容となっております。

1 提出理由

当社は、平成29年12月1日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

イ 銘柄 燦キャピタルマネージメント株式会社 第9回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

40,000個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式4,000,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権の発行と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個あたり金80円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルータス」という。)が、算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成29年11月30日の東京証券取引所における当社株価の終値77円/株、株価変動性75.50%、配当利回り0.00%、無リスク利率0.038%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額77円/株、満期までの期間10年、株価条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

(3) 発行価額の総額

311,200,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成29年11月30日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金77円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による新株または自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成30年6月22日から平成39年12月21日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 40,000個(4,000,000株)

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

ヘ 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記口(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

ト 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記口(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記口(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記口(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記口(6)に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記口(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記口(7)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記へに準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

チ 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

リ 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年12月22日

ヌ 申込期日

平成29年12月12日

ル 新株予約権の割当日

平成29年12月22日

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過去継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年6月16日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.が有限会社ラ・ベリータの株式を取得して子会社化することを決議し、同子会社は平成29年6月27日付で有限会社ラ・ベリータの株式を取得し子会社化している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、第8回新株予約権の一部について権利行使がなされた。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度に係る連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過去継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年6月16日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD.が有限会社ラ・ペリータの株式を取得して子会社化することを決議し、同子会社は平成29年6月27日付で有限会社ラ・ペリータの株式を取得し子会社化している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、第8回新株予約権の一部について権利行使がなされた。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度に係る財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 ア リ ア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されている通り、会社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したものの、経常的な収益計上を確立するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。